

生駒市条例第 29 号

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 12 月 26 日

生駒市長 山下 真

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例

生駒市介護保険条例（平成 12 年 3 月生駒市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「40 人」を「60 人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（生駒市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部改正）

2 生駒市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例（平成 18 年 3 月生駒市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「40 人」を「60 人」に改める。